

## 三原市社会福祉法人指導監査実施要領

### (目的)

第1 この要領は、三原市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年三原市要綱第49号。以下「要綱」という。）第11条の規定により、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (指導監査の実施方法等)

第2 指導監査の実施は実地に行うものとし、法人の事務所、施設、その他法人の業務に直接関係のある場所において実施するものとする。

2 県及び市が所管する社会福祉施設を経営する法人の指導監査については、県及び市の社会福祉施設の所管課と必要に応じて情報交換を行い連携して実施するものとする。

### (指導監査調書等)

第3 要綱第4条第2項に規定する指導監査調書は、法人に所要事項を記入させ、社会福祉課に提出させるものとする。

2 指導監査調書以外に法人から提出等を求める資料は、別紙1のとおりとする。

第4 指導監査の実施に当たって行う実施通知は、実地監査の実施に当たって行うものとし、実施の日時及び場所、指導監査対象、指導監査職員名、役員の立会いの要請等必要な事項を明示するものとする。

### (結果報告に対する処理)

第5 要綱第8条第1項第2号に規定する改善措置の報告書の様式は、別紙2のとおりとする。また、別紙2により報告した改善状況に変更があった場合には、別紙3により報告させるものとする。

### (その他)

第6 この要領に定めるもののほか、法人の指導監査に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、平成25年度の指導監査から適用する。

### 附 則

この要領は、平成29年11月17日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。